

損金経理が必要なもの

Q : 会社の決算においては、損金経理をしなければ損金にならないものがあるようですが、どのようなものがあるのですか？

A : 減価償却費などがそれに該当します。

【解説】

損金経理とは、確定した決算(通常は株主総会によって承認された決算)において、費用又は損失として経理をすることで、法人税では、一定の取引について損金経理をしなければ損金に算入することを認めないという取扱いがあります。これは、損金経理をすることによって、その計上が法人の確定意思だということを確認するためだと考えられています。

損金経理をしなければ損金に算入できないものには、次のようなものがあります。

- ① 減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法
- ② 繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法
- ③ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入
- ④ 繰延資産となる費用のうち少額のものの損金算入
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ⑥ 資産の評価損の損金算入等
- ⑦ 各引当金勘定への繰入額の損金算入
- ⑧ 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入
- ⑨ 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

